

令和2年度第3回和光市男女共同参画推進審議会要旨

日時：令和2年10月16日(金)

午前10時30分から12時30分

場所：和光市役所6階603会議室

出席者： 諸橋泰樹委員、栗原真知子委員、浜口武委員、佐野一幾委員、柳下昇委員、
菅正治委員、石村直子委員、

欠席者： 大澤絵里委員、長田真希委員、足立枝実子委員、浪間兼三委員、青松美咲子委員

事務局： 亀井課長、本多主幹、青木主査

本日、配付した資料を確認させていただきます。

- [1] 次第
- [2] 資料1 令和元年度和光市男女共同参画年次報告書（和光市の概況）
- [3] 資料2 第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン素案
- [4] 資料3 第4次わこうプラン取組み内容の修正
- [5] 資料4 第4次わこうプラン指標

を配布しております、資料に不足のある方は、挙手をお願いします。

1 開会

本日は、お忙しい中、委員の皆様にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまから、「令和2年度第3回和光市男女共同参画推進審議会」を開催いたします。

この審議会につきましては、和光市市民参加条例第12条第4項の規定により、原則公開となっております。また、会議後には、会議録を作成し、公開してまいります。その際、記録については、要点記録とし、各委員のご意見、ご発言については、委員名を明記した上での議事録とし、ホームページにて公表させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

なお、本日の会議録作成のため、録音をさせていただいておりますが、会議録作成後消去いたします。

それでは、次第2挨拶に入ります。総務人権課亀井課長よろしくお願いします。

2 挨拶

課長

おはようございます。

本日はお忙しい中、令和2年度第3回男女共同参画推進審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

これまで、新型コロナウイルスの影響で書面会議や取組み内容についてご意見を提出していただくことがあり、会議外においても貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

本日は、これまでにご討議していただいた内容を元に、第4次わこうプラン素案として

まとめております。さらに活発なご意見をいただき、素案を固めていきたいと思っておりますので、本日はよろしくお願いいたします。

3 令和元年度和光市男女共同参画年次報告書（和光市の概況）について

事務局

それでは、ここからは和光市男女共同参画推進条例第 21 条第 1 項の規定により、諸橋会長に進行をお願いいたします。

会長

それでは、ただいまから、令和 2 年度第 3 回和光市男女共同参画推進審議会を開会いたします。

和光市男女共同参画推進条例第 21 条第 2 項の規定に基づき、和光市男女共同参画推進審議会の委員の定数は、12 名となっており、その半数である 6 名以上の出席が会議の成立要件となります。本日の出席状況について、事務局から報告をお願いします。

事務局

本日の出席は 7 名です。大澤委員、青松委員、長田委員、浪間委員、足立委員には、本日欠席のご連絡をいただいております。

会長

ただいまの報告により、出席者は半数以上となっておりますので、審議会は成立しております。

それでは、次第 3「令和元年度和光市男女共同参画年次報告書（和光市の概況）について」事務局から説明をお願いします。

「令和元年度和光市男女共同参画年次報告書(和光市の概況)について」

事務局

それでは、資料 1 令和元年度和光市男女共同参画年次報告書をご覧ください。和光市の概況をご説明いたします。

1 ページをご覧ください。図表 1、2 にありますように、総人口・世帯数ともに増加を続けており、平成 31 年は前年と比較して、総人口では 1,049 人増加、世帯は 977 世帯の増加となっています。また前年と比較すると、15 歳未満が 27 人減少、15～64 歳が 849 人増加、65 歳以上が 227 人増加しています。

2 ページをご覧ください。図表 3 は年代別男女別人口を人口ピラミッドにあらわしたもので、出生数に回復傾向がみられる「星型（都市型）」となっています。図表 4 をご覧下さい。外国人登録者数は前年より 85 人増の 2,478 人となっております。

3 ページをご覧ください。図表 5 によりますと、出生数は、平成 30 年は前年と比べて 41 人減少し、786 人となっております。

合計特殊出生率（1 人の女性が生涯に産むとされる子どもの数）は前年と比較して 0.03 ポイント減少して、1.29 で、全国、埼玉県より低くし、年々減少しています。人口動態のうち社会増では、平成 30 年度は、転入 8,317 人・転出 7,534 人と転入が転出を上回り、783 人増加となっています。

	自然増は、出生 818 人・死亡 519 人と出生が死亡を上回り 299 人となっています。 4 ページをご覧ください。図表 7 の婚姻率は、7.3%で、県・国を上回っています。図表 8 の離婚率は、1.57%で昨年よりも下がり、さらに県・国を下回りました。 5 ページをご覧ください。図表 9 の教職員の状況ですが、平成 31 年は前年と比較して、女性教職員率が小学校では前年に比べて 1.7%増加し、59.7%、中学校では前年より 4.3%減少し、45.2%となっております。図表 10 の管理職教員の状況ですが、前年度と比較して、小学校では女性管理職が 1 人増加し 33.3%、中学校では、昨年と変わらず女性管理職が 0 人となっております。 6 ページをご覧ください。図表 12 の中学校卒業生数の推移ですが、令和元年度は、前年度と比べて 28 人減少となっております。 7 ページの図表 13 をご覧ください。中学校等卒業後の進路状況は、99.6%が高等学校等に進学している状況です。 8 ページをご覧ください。図表 14 の DV 相談件数について、市民活動推進課による DV 相談件数は、平成 27 年度までは「女性相談のみ」の件数としておりましたが、平成 28 年度からは「女性相談」と「法律相談」を合算した相談件数を記載するように変更いたしました。 令和元年度の DV 延べ相談件数は 73 件と、前年度より 4 件増加しています。また、保護人数は 2 人となっております。 9 ページをご覧ください。図表 15 警察庁調べの配偶者からの暴力事案等への相談等状況によると、配偶者からの身体への暴力または生命に対する脅迫を受けた相談受理件数は、令和元年は 82,207 件と過去最高となっており、全国的に相談件数が増えています。図表 16 の埼玉県全体での DV 相談件数ですが、平成 30 年度は 11,022 件で、相談件数が昨年度より 541 件減少となっております。 10 ページをご覧ください。図表 17 の女性相談は、市民活動推進課の所管ですが、女性が抱える様々な悩み事への相談に応じています。 令和元年度の相談予約数 87 件に対し相談実施数が 72 件で、実施件数を全コマ数（96 件）で割った利用率は 75.0%となっております。 11 ページをご覧ください。和光市男女共同参画推進条例第 16 条に基づく苦情（例：職場で男女差別がある、市の施策が男女平等ではない等）の相談の苦情ですが、平成 17 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日現在、苦情等申立相談件数は 0 件となっております。現時点でも 0 件です。図表 19 のひとり親家庭等の登録者数は、令和 2 年 3 月 31 日現在、385 人で、前年より 23 人減少しました。そのうち医療費支給対象者数は 305 人で、前年より 26 人減少しました。 12 ページをご覧ください。図表 20 の児童扶養手当支給状況ですが、支給対象者は平成 28 年度を底に、増加傾向で、支給事由のうち、最も多いのは、「離婚」で、次いで「未婚」となっております。図表 21 の生活保護の状況ですが、令和元年度は 586 世帯となり、前年に比べて 11 世帯増加しました。図表 22 は、生活保護世帯の内訳になりますが、単身世帯の割合が増加しております。 13 ページをご覧ください。図表 23 の年齢階級別女性の労働力率の推移ですが、内閣府の男女共同参画白書と総務省統計局の「労働力調査」からの引用です。女
--	--

性の就業希望者は約 231 万人いると予測されています。現在求職していない理由として、「出産・育児のため」及び「適当な仕事がありそうにない」がそれぞれおよそ 3 分の 1 ずつを占めています。

15 ページをご覧ください。図表 26 の市内保育園の在園児童数と待機児童数ですが、平成 31 年 4 月 1 日現在、在園児童は 2,004 人で、保育園等の整備を行ったことから、前年より 93 人増加しました。また、待機児童数は前年から 14 人減少し、40 人となっております。図表 27 の一時保育・休日・病後児保育の利用延べ人数は 9,922 人となり、前年より 1,197 人減少しました。一時保育の利用者数が 1,174 人減少し、9,302 名です。また、休日保育の利用状況については、令和元年は、前年の 429 名から 44 名増加し、473 名、病後児保育については、令和元年は前年の 214 名から 67 名減少し、147 名となっております。

市内保育園における一時保育・休日保育・病後児保育の合計利用数は、平成 28 年をピークに減少しております。一時保育の利用者減少の要因としては、小規模保育事業所の開園により、一時保育利用者の一定数が保育施設に入所したことが考えられます。また、図表 27 につきましては、昨年度の審議会において、一時保育の利用状況が分かりやすいグラフ等の要望があり、グラフを修正しております。

16 ページをご覧ください。日本国籍の HIV 感染者の新規報告件数は、2008 年をピークとして、年間 1,000 件以上続いておりましたが、2017 年は 976 件と 1,000 件を若干下回り、AIDS 患者の新規報告件数は 413 件で、2006 年以降、年間 400 件以上が続いています。

17 ページをご覧ください。図表 30 の市議会における議員の状況ですが、平成 30 年 12 月 31 日現在、市議会議員総数 17 人のうち、女性議員は 5 人で、女性議員が占める割合は、29.4%となっております。

18 ページをご覧ください。図表 32 の審議会等における委員の状況ですが、平成 31 年 4 月 1 日現在、市審議会等委員総数 330 人のうち、女性委員は 122 人で、委員に占める女性の割合は 37.0%となっております。この割合は埼玉県においては高いものの、全国と比較すると低い状況です。審議会等の任期に合わせて、各課に男女比率を意識して委員を決めていただくよう依頼しておりますが、引き続き、各課等に依頼を行っていきます。

19 ページをご覧ください。図表 33 は内閣府男女共同参画局の資料を引用したもので、HDI、GDI、GGI における日本の順位を表しています。
国連開発計画（UNDP）が発表した「人間開発報告書」によりますと、人間開発指数（HDI）は 2 つ順位を落とし、19 位、ジェンダー開発指数は、前回より順位を上げ 51 位となっております、世界経済フォーラムが 2019 年に発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、測定可能な 153 か国中 121 位となり、前年より順位を下げ、G7 の中では最下位となっております。GGI の順位が他の指数と比べて著しく低くなっていますが、これは、人間開発の達成度では実績を上げていますが、政治の分野での評価が著しく低いことが要因です。

20 ページをご覧ください。図表 34 の市職員の状況は、平成 31 年 4 月 1 日現在、市職員総数 425 人のうち、女性職員は 186 人で、その割合は 43.8%となっており、前年度よりも 0.4%下がっています。図表 35 の指導的立場（主査級以上）の状況は、平成 31 年 4 月 1 日現在、指導的立場（主査級以上）にいる職員総数 247 人の

	うち、女性職員は 87 人で、その割合は 35.2%となっております。 21 ページをご覧ください。図表 36 は、埼玉県内の市町村における女性職員及び役付職員の割合を表しておりますが、和光市における女性職員の割合、指導的立場（主査級以上）にいる職員の割合は、ともに県平均を上回っています。 22 ページをご覧ください。図表 38 の市職員の子育て休暇制度利用状況ですが、令和元年度は「男性育児参加休暇、育児休業」は前年と同数の利用状況で、その他については、前年を下回っています。また、男性の育児休業の取得状況は、27.3%となっております。
諸橋会長	ありがとうございました。年次報告書について、皆様からご意見をいただければと思います。 人口は増えているけど出生率は減っていますね。何か理由はあるのでしょうか。これからなのでしょうか。
栗原委員	今年、学童保育の指定管理者が変わるということで、夏に来年度以降の指定管理者選定の作業があったと聞きました。その時にある事業団体が、朝は 7 時半から預かりますと提案しました。そのような提案をしなければならないということは、働く親たちの状況がますます厳しく、保育園が 7 時から 20 時まで、学童保育も 7 時半から開所して夕方 7 時まででは延長でやるということを余儀なくされ、それだけ親の働く状況がひっ迫しているということだと思いました。 子どもを持つということは、時間的にも経済的にも相当の覚悟をしないと、子どもを持てないと思っている若い世代・子育て世代が多いのではないかなと感じました。 和光市としては、学童保育にしても、保育園の設置・運営についてもかなりの努力を積み重ねていて、子どもを育てやすい・住みやすい街ということで流入人口も多いのだと思うのですが、市の願っていることがなかなか実態に反映していないという実情が、データとして表れているのかなと考えられます。
諸橋会長	貴重な分析、ありがとうございます。労働環境の悪化ということなんでしょうかね。ワークライフバランスを推進するしかないわけだけど、和光市だけではなくなかなか進まない、国を挙げて何とかしてもらわないと、という気もします。今後増えるかもしれないという希望を持って、推移を見守ればと思います。 他にございますか。
柳下委員	配偶者からの暴力のところで、女性の方が暴力を受ける場合が多いと思いますが、男性の場合はいかがでしょうか。
諸橋会長	男女別は特に出ていませんがどうでしょうか。
事務局	男女別はこちらには載っていませんが、女性の方が一般的には多いと思います。
諸橋会長	次は男女別があってもいいかもしれませんね。 17 ページの社会参画の女性議員の占める割合ですが、図表 30 だと平成 30 年度だと 29.4%、文面は前年と変わらず 27.8%とありますが、最新の数字はどうですか。
事務局	失礼いたしました。文章は 29.4%に訂正をお願いします。
諸橋会長	他にございますか。特になければまた後でご質問ください。

4 第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン素案について

諸橋会長	それでは、次第4「第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン素案について」事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、次第4「第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン素案について」資料2をもとに説明いたします。 和光市では、和光市男女共同参画推進条例に基づき、令和3年度を初年度とする10年間の行動計画を策定するものであります。策定にあたりましては、令和元年度におきまして、市民意識調査を実施し、第4次わこうプランの策定を進めているところです。 第4次わこうプランでは、第3次わこうプランの計画期間において、生じた新たな課題に対応するとともに、これまで取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として策定します。男女共同参画社会の実現を目指し、様々な施策に取り組めます。 なお、市の上位計画である和光市第5次総合振興計画との整合性を考慮することや、近年の社会の変化やこれまでの男女平等施策の成果も踏まえた上で策定されています。 資料2をご覧ください。2枚めくっていただいて、目次の項目をご覧ください。 第2回審議会では、目次構成についてご審議いただき、ご意見は特にありませんでしたが、ご提示した目次構成案から、2点変更があります。 1つめは、項目の追加です。第2章「10 SDGs との関係」を追加しています。第2回審議会においてもご意見があり、またあらゆる分野において男女共同参画、女性活躍の視点を施策に反映し、取り組みを進めていくことが、SDGsの達成に繋がりますので、項目を追加しています。 2つめは、項目の変更です。第2回の目次体系につきましては、第3章で計画の内容について、「1 施策の展開」と「2 計画の数値目標」と記載していましたが、「計画の数値目標」は各基本目標の方針毎に指標を記載しましたので、基本目標1から4へ変更しました。また、第2回審議会では、第3次わこうプランの振り返りについてもご審議いただきました。振り返りについては、目次構成の第1章「6 第3次わこうプランでの取組と今後の課題」において、記載しています。 また、審議会の中では時間が足りなかったため、第4次わこうプランの取り組み内容について、8月にたたき台を送付させていただきました。第3章では、皆様からいただいたご意見や関係各課等からのご意見を事務局にて修正したものを反映しております。 資料3をご覧ください。資料3につきましては、当初のたたき台からどのように変わったのか、わかるように赤字等で記載しております。また、取り組み内容を再検討し、事業数も変更となりましたので、当初案の事業については、「(旧)事業No」とし、見直し後の事業については、「(新)事業No」と記載しております。 資料4をご覧ください。第4次わこうプランの指標を記載しています。当初、お示した指標から変更になったものが6点あります。 まず、指標1では、『「社会通念・習慣などで男女の地位は平等である」とする市民の割合』に変更します。当初、『「男は仕事、女は家庭」という性別による固

	定的な役割分担意識に同感しない人の割合』を指標としておりましたが、令和元年の現状値が 59.3%と高いこと、現在では、共働き世帯が片働き世帯を上回っています。また、市民意識調査結果より『「社会通念・習慣などで男女の地位は平等である」とする市民の割合』が、現状値では、16.3%と非常に低いため指標を変更しました。 次に、指標 3 では、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）を知っている割合」に変更します。新型コロナウイルスによる感染症の拡大により、平常時の固定的な役割分担意識を反映したジェンダーに起因する課題が一層顕在化され、「若い世代の望まない妊娠」が問題となっています。性と生殖に関することは人権の尊重に直接関連する大切なことで、すべての人が自分や他の人の性を尊重し、子どもを持つかどうか、いつどのように産むかということに自己決定権を持ち、安全に妊娠、出産する権利を持っていること、また、市民意識調査でも現状値が 4.3%と非常に低いことから、指標に設定しました。 指標 5 につきましては、「子ども家庭総合支援拠点の整備数」に変更します。担当課の地域包括ケア課から、第 2 期和光市子ども・子育て支援事業計画との整合性を図るため、同じ指標としたいと要望があったためです。 指標 6 につきましては、当初、「基本目標 2 方針 3 DV 被害者の安全確保と自立支援の充実」に対する指標としていましたが、目標値の設定が困難なため、指標を設けないこととし、新たに、基本目標 3 指標 6 として、「多様な働き方実践企業認定数」に変更します。資料 2 の 22 ページ図表 5 にあるとおり、市民意識調査においても、「男女がともに家事・子育て・介護に参加していくために必要なこと」として、「企業が男女ともに仕事と家庭生活を両立できる職場環境を整える」ことを望まれているため、埼玉県の認定制度を用いた指標としました。 指標 10 につきましては、「地域行事に男女共同で参加する人の市民の割合」に変更しました。こちらは、第 3 次わこうプランで使用した指標であり、令和元年の現状値では、26.8%と低くなっているため、引き続き指標を継続します。 では、次に取り組み内容について見ていきます。 事業内容について、全体的に文字数が多かったため、可能な範囲で文章が短くなるよう修正しています。また、庁内担当課からの指摘等による修正も含まれます。当初提示させていただいたたたき台との違いを見ていただきながら説明させていただきたいため、資料 3 をご覧ください。 見方としましては、修正箇所を赤字にしており、新たに追加したものは青字にしています。 まず、体系案を 1 枚めくっていただいて、基本目標 1 をご覧ください。 青字になっておりませんが、方針 2 の施策 1「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と管理）についての意識啓発」を追加しております。理由としましては、先ほど資料 4 のプランの指標でご説明したとおりです。また、このことに合わせて、「学校における性教育の推進」も方針 1 の施策 3 から方針 2 の施策 1 に移し、新事業 No. 11 としています。 次に、1 枚めくっていただき、基本目標 2 をご覧ください。 方針 2「相談窓口の充実と周知」の施策 1「DV 被害者・児童虐待の早期発見と相談体制の充実」についてですが、第 3 次わこうプランでは、DV 被害者の早期発見
--	---

	事業として、「わこう版ネウボラ事業（母子保健相談支援事業、産後ケア事業、産前・産後サポート事業）、母子保健事業（乳幼児健康診査プレパパママ教室、予防接種等）、各種相談時における、虐待早期発見と未然防止に向けた対応」を主な取り組みをしていました。DV は、子どものいない世帯でもあるため、母子保健事業だけを早期発見とする記載を改め、事業 No. 25 の記載に変更しています。また、担当課については、記載が多くなるため、地域包括ケア課を代表として記載し、「関係各課」という表記にしています。 次に、1 枚めくっていただき、基本目標 3 をご覧ください。 方針 1「女性の就業・活躍の支援」施策 1「女性の就労・起業支援」については、指標 6 として、「多様な働き方実践企業認定数」を設定しました。指標は、資料 2 の 50 ページに記載しています。 そのための取り組みとして、(新) 事業 No. 36 を追加しました。職場環境の改善を推進することは、男女がともに仕事と家庭生活を両立しながら就労することの支援に繋がるため、取り組み内容を追加しています。 次に、資料 3 ですが、1 枚めくっていただき、基本目標 4 をご覧ください。 施策 4「高齢者・介護・障害者等が安心して暮らせる環境の整備」についてですが、旧事業 No. 60 を削除します。理由としましては、男女共同参画の推進は、支障となっているものを取り除く取り組みをするべきであると思いますが、高齢者支援の充実につきましては、資料 2 の 25 ページをご覧くださいますと、市民意識調査において、男女共同参画の推進で市に期待することとして、「高齢者支援の充実」としては、全体で 37.6%で、平成 22 年度の 51.3%から 13.7 ポイント減少し、高齢者支援を求める声が減少しており、施策等が浸透しつつあることが伺えること、また長寿あんしんプランにおいても在宅福祉サービスの充実に取り組んでいることから、削除させていただきました。 次に、旧事業 No. 61 を削除します。「高齢者、身体障害等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」により、スーパーマーケットなど、不特定多数の者が利用する建築物において建物の出入り口や階段、トイレなどに高齢者や身体障害者等などが円滑に利用できるような措置を講じるよう努めなければいけないとされております。公園においても、新しく建設したり、改修する場合、この法律に基づいて行うため、わこうプランにおいて取り組みを記載しなくとも、法律に基づいて行う必要があることから、取り組み内容を見直し、旧事業 No. 61 を削除することにしました。 以上です。
諸橋会長	ありがとうございました。第 3 章の 43 ページから何かご質問いかがでしょうか。
佐野委員	SDGs のことで、実際、学校でもかなり重視してやっていて、もし入れられるのであれば、47 ページの学校における人権教育の事業内容のところに、SDGs 教育等の推進というののもあってもいいのかなと思いました。施策の 2 の No. 22 の「人権、男女平等を学習する機会を充実させます」ところです。
諸橋会長	他にありますか。 45 ページ、リプロダクティブ・ヘルツ/ライツを知っている割合が 4.3%しかないということで、相当低いです。とても大事なので、いい指標だと思います。

栗原委員	指標 2 で、小学生の方が中学生よりも同感しない割合が低いです。ということは、それぞれの理解がまだ進んでいない、中学生になると、発達年齢相応の理解が進んでくるとも読み取れると思います。 2 週間くらい前、新聞の家庭生活欄に書いてあったのが、生理のことを男子も知ろうというユニークな性教育の体験講座を開いているご夫妻の実例紹介記事がありました。学校教育でも、男の子と女の子が成長発達するときの身体の外部と内部の成長発達の仕方を実際に教えるのですが、例えば、辛さやいろいろな困難もあることを理解するところまでは、まだなかなか到達していない現状もあると私自身感じ取っています。そのような中で、女の子に生理・月経がきたときにはこんな辛さがあるんだよということで、図書館に本を置くなど、いろいろな環境整備ができるといいなと思っています。 子どもは身体のことを、興味本位で面白がってしまうところがあるんですが、何にも資料がないと知ることすらできないと思います。身体の発達について記載してある本が置いてあると、急に広げて友達に見せたりするような場面もあるのですが、それが相手に対してどういう意図なのか、あなたは面白いかもしれないがそれをいきなり見せられてどう感じるか、というところまで踏み込めるような取組みが、だんだんと小学校でもできるようになるといいのかなと思っています。
諸橋会長	ありがとうございます。基本目標 1 の施策 2、施策 3、もしくは No. 11 あたりでしょうか。和光市の HP やおるご〜等を使って女性自身の生理の話みたいな形で周知してもらうのもいいかもしれません。
菅委員	基本目標 3 のあたりで、インフラ的なものも入ってしましますが、子育てをしながら働く時は、やはり近くに働く場所がないと働きづらいというのがあると思いますが、市内は製造業がどんどん減っています。元々製造現場があって住宅が迫ってきて操業できなくなって移転してしまうという企業があるというのと、私たちのところに持ち込まれている建物の案件は大半がアパートで、商業系はほぼないです。そういう背景で、北インターの近辺は進出したい企業が非常に多いんです。例えば、早く整備をすれば、このようなところで訴えれば入ってくる企業もいらっしゃると思うので、我々のところにも、相当な土地の面積で探している方が来るのですが、ただ場所がなくて紹介できないということもありますので、それができないのかなということです。 もう一つ、コロナ禍においてテレワークがかなり進んできておりまして、今後コロナ禍が終わっても続くと思います。そうでないと人が集められない、というのが我々の業界でもありまして、他社では週休 3 日、4 日をそのような動きも入ってきています。その中で、テレワークができる 5G の環境が必要だと思われるので、例えば、それを事業者とやるのか、独自の開発事業をやるのか、というテレワークの整備というのもこういうところに入るといいのかなと思います。
諸橋会長	これは今までにない視点ですが、ここに何か入りますか。全庁的に取り組んでいただいて、参入したい企業に誘致するとか、全般的な施策と関わるかと思いますが、働きたい方々も多い、だったら近場で働けないかというような労働の場作りですね。

	もう一つがテレワークをいかすための 5G 環境の整備ですが、これも全庁的な取り組みになりますね。テレワークもうまくすれば男女の差を無くし、うまく働く場合もあるのですが、DV や性別役割がより現れてしまう場合もあるかもしれません。ですが、男性も女性も働きやすい労働環境を作っていくという提案をいただきましたが、長い目でぜひ、ご検討いただければと思います。 女性のテレワーク用のパソコンスキルアップ講座やったりしているのですか。
事務局	ふるさとハローワークで、紹介しているかもしれませんが、詳しくは分かりません。
菅委員	私の職場でもテレワークを試験的に何人かやらせているんですが、年齢が高くなると、ZOOM をどう繋いだらよいのかわからないですとか、ひとりになるとパソコンの手が止まって作業効率が落ちてしまうというのが顕著に見えてきているので、やっぱりスキルアップの講座というのは必要かもしれません。
諸橋会長	決して男女共同参画の政策とは無関係ではありませんしね。
栗原委員	それで女性の負担が増えたということがありましたので、女性から見てテレワークすると、家事と育児と仕事と全部家庭でやるということで負担が増えたことと、私自身かつて仕事をしていた時に職場でパソコンを使っていて、フリーズしてしまったとか、パソコンのトラブルが起こると職場の中で教えてもらえるというメリットがありました。それが家庭で一人で機器と向き合っている時に誰に聞いたらいいのかというような悩みが大きいので、職場に行くことと家庭で行えることというのがテレワーク以外にもいろいろ考えられる場合があるのかなと思いました。働きやすさということだと、基本目標 3 の No.39 のところで膨らませることができるのかなと感じました。
諸橋会長	女性にばかり負担が増えるという現状になっていますからね、この辺り少し膨らませて、コロナの時にできる行動計画ですので、それを見据えた施策をぜひいれていただければと思います。
浜口委員	市内の事業所さんを支援しているという立場で、産業支援課さんと連携してやっているのですが、国の働き方改革が変わり、小規模事業者さんもいよいよ取り組まなくてはならないところで、会員さんに向けて案内をしながら指導していくことをやっています。No. 36 埼玉県認定制度、取得件数を 10 年で 50 件増やして 70 件という目標値はどうなのかなとわからないところではあるのですが、商工会としていいことでありますので、どんどん推進して案内していきたいなと思います。
諸橋会長	70 件というのは現実的な数字なのですか。目標高いのはいいことです。他にございますか。
石村委員	自分の身体の性の状態について子どもたちに学ばせるということは大事だと思うのですが、子どもたちへのアンケートで、男女差をどのように捉えられているのかというのは、子どもの時には身についていないと思うので難しいのではないかと思います。本当は意識しないで大人になるのが普通なのかなと思いました。
諸橋会長	意識するしないに関わらず、間違った情報が溢れかえっていますからね。
柳下委員	性教育も授業で十分理解できるところがあると思いますが。
諸橋会長	ある程度の歳になって知っていくというのものもあるかもしれませんが、今の情報

諸橋会長	指標 9 の BOSAI まちづくり伝道師認定者数の数値目標は空欄ですが。
事務局	すみません。ぎりぎりで数値が分かったということもありまして、資料 4 のところで、令和元年度の現状値は 38 人、目標値は 100 人です。こちらは、危機管理室で行っているものなのですが、危機管理室の目標にあわせて設定させていただきます。
諸橋会長	ありがとうございます。54 ページ、基本目標 4 のところも書き加えておいてください。ありきたりな指標ではなく、変わっていて面白い指標ですね。地域行事に男女共同で参画している人の割合ですね。
柳下委員	防災等の組織は、いざ災害が起きたときに機能するかどうかが問われていると思います。例えば、普段家にいる女性の方たちが避難所の運営に実践的に取り組めるなど、いつ起きるかわからない災害には、地域の皆さんが日頃からの協力の気もちで、いざ災害が起きた時には、できるだけ多くの方に運営に参加してもらうといいと思います。
諸橋会長	地域の避難訓練など、地域行事に参加していただけるような事を作っていただくとか大事だと思います。
栗原委員	ボランティア連絡会は社会福祉協議会の中にあるボランティアセンターと密接な関係があります。ボランティアセンターでも、災害が発生したら災害向けボランティアセンターを立ち上げるという方針を持っています。その時にはぜひボランティア連絡会にも声をかけて欲しい、というのは私の方から申し上げています。 ボランティア連絡会は地域の中でいろいろな活動をしていますので、何かの時に近くで動けるそういう人たちが大勢いる方が活動がしやすいのではないかなと考えています。行政の方、社協の方も職員となると他の自治体からいらっしゃる方もたくさんいると思うので、地元の中で動けるフットワークというのは大事なのではと思いますし、何かの時にはボランティアの団体として声をかけてほしいと思います。
諸橋会長	54 ページの基本目標 4 施策 1 あたりでしょうか。ボランティア連絡会との連携を強化するとか少し書き込んでもらえるといいかなと思います。何かあるときに近くで動けるというのが強みだと思います。 BOSAI まちづくり伝道師というのは何回か講座を受けてということですか。
事務局	年に数回受けることで認定をもらえるのですが、今年はコロナの関係で既定の回数を受けることが難しいということで、年をまたいでも規定の講座を受けると認定がもらえるとのことでした。
諸橋会長	これは当然男女込みの人数ですね。先ほどの話にも合ったように、地元の女性の活躍というのはとても大事ですね。
菅委員	まちづくり伝道師というのは年齢制限はあるのですか。
事務局	年齢制限はないと思います。

菅委員	災害は、いつ起こるかわからないのですが、夜起これば男、いわゆる現役層が
	いるんですが、例えば日中起こった場合、イメージ的に高齢の方と女性の方、
	そして子どもたちしかいないと思います。そうすると、女性を全面的に出しすぎると女性がやるんだよというような捉え方をしてしまうのではないかなと思います。高校生や中学生、ある程度できる年齢の方にも女性の方たちと一緒にこういった取り組みに踏み込むような形にしたらより実効性があるのではないかなと思います。
柳下委員	とても大事ですね。中学生、高校生もとても力がありますからね。
菅委員	運動をやっている子どもたちはたくましいです。我々よりも役に立つと思います。
諸橋会長	今までの認定者の男女比は分かりますか。
事務局	確認してみます。
諸橋会長	認定者に関しては、女性に限らず、中・高校生にも少し広げて検討してみるといいですね。
	ジェンダーの視点も入れつつ、ジェンダーを出し過ぎることもない形で、危機管理室と少し相談していただきたいと思います。あとは学校との連携も大事ですね。 第1章、第2章のところはご質問ございますか。 目次も変わったのですが、計画策定の経緯、世界の動き、国の動き、和光市の動き、コロナの話も入ってきてこれはいいのかなと思います。 19ページの意識調査のところですが、2019年にやった調査は郵送方ですよ。それを書いてもらった方がいいかもしれませんね。それで回収率34.8%というのは順当だと思います。それで、前回調査との比較もありますよね。平成22年は郵送ですが、平成26年は郵送法ではないということで比較ができないと思うのですが、平成22年との比較ということならそこはいいですね。
菅委員	23ページの図表7のところでは気になったのですが、「平手でぶつ、足をける」ということを、女性では14.3%、男性では13.0%が暴力の場合とそうでない場合があると思うという認識をしていること、また、何を言っても長時間無視し続けるは男女ともに4割もの方が暴力の場合とそうでない場合があると思うと調査で出てきています。これは我々であればパワハラということで一発アウトなんです
	が、これがこんなにも高い率で大丈夫だと思っている人がいるということを出してもいいものかどうか、これを見たときにびっくりしました。
諸橋会長	刑事罰では、暴行罪、長時間無視はパワハラですよ。でもこれは逆に、示してこんなにもいるんだぞということをつかかってもらわないとですね。
菅委員	この表を出すだけで終わっているの、こういうことは本当はダメなんだよというのが入ればまだいいと思うのですが、パワハラとはこのようなことが該当しますとか載せられればいいのかなと思います。
諸橋会長	そうですね。パンフレットにもなりますし、市民も見るといいので、下のところに、実はこれはアウトなんだよというような囲み一覧があってもいいかなと思います。
	指標4のDVに対する認識の割合の指標目標は、このグラフを使うのですか。全

事務局	図表 7 は、細かく数字を出したもので、指標目標はまとめて出したものです。
諸橋会長	平均すると身体で言えば 97.8%、精神的 91.1%、経済的 77.6%、性的 91.5% で、平均するとこの数値ということですね。それらの DV は 100% ダメだよ、と 100% までもっていくということですね。せっかくなら、23 ページの一番下にでも、これらはすべてアウトだよと入れてもらえたらと思います。
柳下委員	「どんな場合でも暴力にあたる」だけを載せてはダメなんですかね。「あたらない」となると複雑になるけど、暴力と認識される行為と書いてあるので、思わないを載せないほうがいいのかと思います。
諸橋会長	認識される行為なので何%認識しているかということだけをだせばいいのではないということですね。 社会調査のセオリーからいうと、どんな結果が出たとしても、聞いたものは全部出さないといけないということがあります。
菅委員	これらは全て暴力です、と書いてあればいいかなと思います。
諸橋会長	26、27 ページは達成状況ですね。28 ページから第 3 次プランの取組みと今後の課題で、基本目標が全部で 5 つあったというのが 32 ページまであって、これが第 1 章です。 第 2 章の 33 ページからは、第 4 次わこうプランの期間は 2021 年度から 2030 年度までの 10 年間までの計画ですと書かれています。 それからもう一つ、36 ページの 3 の計画に位置付けにもあるように、(4) について、38 ページの基本目標 2 に DV 防止基本計画が重なっている、39 ページの基本目標 3 に女性活躍推進計画と重なっているということになっています。 これは、国から基本計画作りなさいと言われていたので、行動計画を一緒にしたということになります。
柳下委員	47 ページの指標の現状値を見ると、現状値が高い気がするのですが。
諸橋会長	23 ページを見ると、「どんな場合でも暴力にあたる」とした最高値が 96.0% だから確かにそうですね。
菅委員	「暴力の場合とそうでない場合がある」も含まれているからですかね。
諸橋会長	それだと違いますね。どんな場合でも暴力に当たるでみないといけないと思いますが。
サーベイリサーチセンター	報告書を確認していますが、どんな場合でも暴力にあたる部分だけの数値になっています。例えば、身体に対する行為のどんな場合でも暴力にあたるは 97.8%、暴力の場合とそうでない場合があるは 1.0%、無回答が 1.2%、精神的なものについてどんな場合でも暴力にあたるは 91.1%、暴力の場合とそうでない場合があるは 7.2%、暴力に当たるとは思わないは 0.6%、無回答が 1.2%、経済的なものに
諸橋会長	図表 7 の身体に対する行為で女性だけを見ても最高 96.0% だけど、それを超える

栗原委員	回答者が女性のほうが 100 人以上多いのですが、回答した方のデータを集めると女性の思っている方の平均値が高くなるということなのではないでしょうか。
諸橋会長	47 ページの数値は 23 ページの図表 7 のデータに基づくということによろしいですね。身体に対する行為は 4 項目の平均値で、精神的なものについては 5 項目の平均値ということですね。現状値に市民意識調査の男女込みの平均値ということで注意書きにしてもらいましょう。 データをもう一度見ていただきましょう。
栗原委員	56 ページ施策 3 のひとり親家庭、生活困窮世帯等の親子が安心して生活できる環境づくりのところで、No. 58 と No. 59 にネウボラ課が入っています。ネウボラ課が担当している年代というのは何歳から何歳まででしょうか。
事務局	和光市では、安心・安全な妊娠・出産・子育てを実現するため、「わこう版ネウボラ事業」を展開しています。ネウボラ課では子ども手当医療担当と母子保健担当があります。メインはお子様がいる家庭からの相談が多いのかと思うのですが、確認させていただきます
栗原委員	例えば、フード・パントリーの情報を私の考えだと地域包括ケア課が窓口と思っていたんですが、計画だと学習支援や進路選択に関する支援の充実が、学校教育課と地域包括ケア課になっていて、生活に関わる支援がネウボラ課なのかなという印象を持っているので、もし重なるのであれば、No. 58 はネウボラ課と保育サポート課と地域包括ケア課にも関わっていただいた方が広い範囲で情報がいくのではないかなと思いました。
事務局	地域包括ケア課に関わるかどうかというのを担当課に確認をさせてもらっています。もう一度確認をさせていただくのですが、やり取りをした中では、まずはひとり親家庭というのはネウボラ課、そこから複合的な困難、総合的に相談支援が必要な場合は地域包括ケア課につなげると聞いているので、この事業に関しては、まずネウボラ課でいいのではないかと調整し、ネウボラ課になっています。
諸橋会長	いずれにしても連携はとれるということですね。
事務局	はい。
諸橋会長	他いかがでしょうか。もう少し加えられるとか何か意見がありましたら、次回の審議会では間に合わないですか。
事務局	パブコメの日程もあるので、今日の会議でご意見をいただきたいです。
諸橋会長	そうすると、もう一度ご覧いただいて、皆様方から気になることがあれば事務局のほうにどんどんご質問をしていただければと思います。 それでは次第 5 になります。事務局のほうからお願いします。

5 その他

事務局

次第 5 その他で今後の審議会予定ですが、第 4 回審議会は、12 月 18 日（金）10 時 30 分から 603 会議室にて開催いたします。

第 3 回審議会の会議録ですが、会議録を作成しましたら、メール及び郵送にて送付させていただきます。訂正がありましたら、事務局にご連絡いただき、訂正内容をご確認いただいた後、ホームページにて公表させていただきます。よろしくお願いいたします。

会長

それでは、第4回は12月18日（金）10時30分から603会議室で開催します。次回会議では、今回の審議会から出たご意見を反映したものを提示し、素案を完成させる予定となっております。

それでは、これをもちまして審議会を閉会します。次回の会議もよろしくお願いいたします。

<閉会>